

とかしき



渡嘉敷村の人口・世帯数

令和8年3月31日 現在

令和	8年2月末	8年3月末	比較
全世帯数	413	402	-11
渡嘉敷区	423	421	-2
阿波連区	221	213	-8
前島区	2	2	0
計	646	636	-10

もくじ

★今月の主な内容

- ◎令和8年度施政方針
- ◎船舶運航スケジュールについて
- ◎マリンライナー清潔ドック運休について
- ◎ゴミの仕分け・出し方について
- ◎児童手当について
- ◎交流の家施設利用時間について
- ★その他、各課からのお知らせ

令和8年度施政方針

1) はじめに

令和8年度渡嘉敷村議会3月定例会の開会にあたり、令和8年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議に先立ち、村政運営に臨む私の基本的な考え方と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和4年11月に村長に就任して以来、3年3か月余りにわたり、村民福祉の向上と安全・安心な村づくりを最優先に掲げ、諸課題の解決に全力で取り組んでまいりました。これまでの村政運営が一定の成果を得ることができましたのは、村民の皆様、事業者の皆様、そして議員各位の深いご理解とご協力の賜物であり、また、村内関係団体・機関、沖縄県並びに国からの多大なるご支援の結果であると、深く感謝申し上げます。

さて、我が村を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の進行、物価高騰、自然災害への備えなど、依然として厳しい状況が続いております。このような中であっても、将来にわたり持続可能な村づくりを進めていくためには、長期的視点に立った施策の推進と、限られた財源を最大限に活用した効率的かつ効果的な行財政運営が不可欠であります。

以上の認識のもと、令和8年度におきましては、これまでの施策の成果と課題を踏まえつつ、村民生活の安定と地域の活力向上を図るため、重点的に取り組む施策を中心に当初予算案を編成いたしました。

これより、令和8年度当初予算案及び関連する諸議案につきまして、その概要と主な施策内容をご説明申し上げますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

2) 行財政運営について

行財政運営においては、「渡嘉敷村第五次総合計画」を基本とし、時代に合わせた新たな本村の将来像の設定とその実現に資する政策をまとめ、持続可能なむらづくりを進めるための新たな視点に立脚した行財政運営を継続して進めてまいります。

財政基盤の強弱を示す本村の財政力指標は、0.10（令和7年度）となっており、県平均の0.38を下回り、自主財源確保は必要不可欠となっています。

人口減少や少子高齢化の進行、村民ニーズの多様化等により、財政状況の悪化が懸念される中、適切な行政運営や行政サービスの提供が求められています。財源が限られる中、ICTやAI等の導入による業務の効率化を図るとともに、全庁的な連携体制や関係機関等との連携体制を強化し、本村の現状や住民ニーズ等に柔軟に対応することができる体制づくりを進める必要があります。自治体運営の効率化や、住民サービスの向上を図るために継続して組織改革とデジタル人材の育成を進めてまいります。

効果的・効率的な財政運営の推進については、PDCA（事業の評価）を徹底し一般財源による支出の優先順位を明確化、効率的な事業の見極めを実施、重点的配分を行ってまいります。財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し効果的・効率的な財政運営に努めてまいります。また、課税対象の的確な把握や、収納率の向上、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税への取り組みを強化し、自主財源の確保を図るとともに、国・県等の制度事業を積極的に活用しながら事業を展開していくとともに

3) 人材確保と育成について

村の持続的な発展を支えるため、職場環境の充実、職員意識の改革、計画的な職員研修の充実を一体的に進め、人事評価を活用し、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成、職員の資質の向上への取り組みの推進に努めてまいります。

また、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化推進に向け、継続して自治体DXを推進し省力化に努めてまいります。

自治体DXを進めるにあたっては費用対効果等を検討したうえで必要に応じて行政手続等に対する村民の負担軽減をはじめ、デジタル技術を活用して業務の効率化を図り施策等新たな取り組みに注力できる環境を整えていくため、一昨年度から村と包括的連携協定を結んだ、おきなわフィナンシャルグループから派遣して頂いている専門的人材の活用を継続、また新たに民間企業からの外部登用による人材確保を図り、デジタル化による庁内業務の効率化を継続して参ります。

さらに、大学等との連携によるインターンシップ研修を積極的に受け入れ、将来の担い手となる人材との接点を拡大し、関係人口・交流人口の創出と人材確保につなげてまいります。

4) 沖縄振興特別推進市町村交付金について

沖縄振興特別推進市町村交付金、いわゆる一括交付金については、「観光総合推進事業」「美化清掃事業」「観光振興事業」「海域安全確保事業」「外国人対応スタッフ配置事業」「自動車航送コスト負担軽減事業」「小学校学習支援員配置事業」「児童・生徒派遣支援事業」「家庭教育支援事業」「ICT教育支援事業」など10事業を継続し、新規に「急患搬送体制

5) 沖縄離島活性化推進事業費補助金について

国の直轄事業として平成29年3月に制定されました「沖縄離島活性化推進事業費補助金」については、同補助金を令和4年度から活用し、令和5年度に高速船の買取支援に伴う「離島航路安定化事業」、村外からの保育士・幼稚園教諭・看護師等の資格就労者を受入れるための「移住就労者用住宅確保事業」で、4棟の住宅整備を完了しております。また、本村を卒業し進学する生徒を対象に「渡嘉敷村十五の春応援事業」「渡嘉敷村高校生健康維持支援事業」を実施し、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。「離島住民等交通コスト負担軽減事業」につきましては、一括交付金事業にかわり引き続き沖縄県による離島の振興事業としての継続事業となります。

6) 令和6年度の施策の概要について

1. 住民福祉と保健事業の推進

(1) 高齢者福祉について

日本では、少子高齢化と人口減少が急速に進み、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、5人に1人が高齢者という超高齢者社会となっております。介護を必要とする要介護者や認知症高齢者及び生活支援ニーズも増加が予測され、これまで以上に介護サービスが必要になると考えられますが介護の担い手が減少する中、介護サービスで高齢者を支えることが難しくなっており大きな課題に直面しております。

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、配食サー

ビスや介護予防事業、医療、介護機関が連携し包括的に支援する体制を整備してまいります。取り組みとしては、包括支援センターの機能を維持し、高齢者が在宅で自立した生活を維持できるように、加齢による筋力の低下を防ぐ運動、生活習慣病の予防や重症化の予防、認知症の早期対応に向けた支援、令和7年度より開始しましたIT機器を活用した高齢者等みまもり支援事業を継続してまいります。また、地域の支え合い体制の構築等、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、高齢者生活福祉センターのデイサービスとショートステイをご利用いただくことで、ご家族の負担軽減と高齢者が可能な限り村で暮らせるよう支援してまいります。

そのほか、敬老会やカジマヤー祝いの開催、高齢者祝金の支給や老人クラブ連合会の活動支援

(2) 障害者福祉について

障害者福祉につきましては、第7期障がい者保健福祉計画に基づき、「自立を支える安心と共生の島」を基本理念に、障がい者への理解促進のための広報活動や巡回相談、障害の予防・早期支援、自立支援のための日常生活用具給付事業及び更生医療給付事業、重度心身障害者医療費助成事業、補装具給付事業、自立支援給付事業等を継続実施し、やさしい生活環境の整備を推進してまいります。また、令和8年度は、令和9年度から始まる「第8期障がい者保健福祉計

(3) 妊娠・出産・子育て支援・子ども医療費助成について

妊娠・出産への支援については、産婦健診費用の一部助成と、妊婦健診及び産婦健診に係る本島往復渡航費の負担軽減を図るため、船舶運賃の全額助成と宿泊費の上限7,500円の助成を継続してまいります。

妊産婦及び家族の経済的な負担軽減を図るため、出産助成金制度、出産・子育て応援給付金を継続実施し、物価高騰を踏まえ新たに子育て世帯へ「子育てに係る生活費の助成」を検討してまいります。中学生までを対象に行っておりましたこども医療費助成事業についても、現物給付による窓口無料化を継続し、令和7年度より「沖縄小規模離島における子育て支援事業」を活用して島外の高等学校へ進学する生徒を対象に、心身の健康維持を図り保護者の負担軽減を目的に医療費の自己負担相当額の支援を継続して行って参ります。

また、退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」を実施し、安心・安全な子育て環境を整えてまいります。

こども子育て支援については、「第3期渡嘉敷村子ども・子育て支援事業計画」に掲げる基本理念「子どもの健やかな育ち・未来の夢、みんなで支える とかしき村」を実現すべく、地域における子育て支援の充実や母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進、子どもたちの安全・安心の確保や支援が必要な児童などへのきめ細かな取り組みを推進してまいります。離島の医療アクセス改善のため、令和7年7月1日よりスマートフォンで産婦人科・助産師・小児科医に相談できる「差婦人科・小児科オンライン」の提供を開始し、国の推進する「5歳児検診」を県の様式に沿い継続実施し、不安に寄り添える支援体制を図ります。

また、待機児童を出さないよう保育士の安定確保や保育士の資質向上を図るための研修会等への参加、人材育成の為に奨学金制度についても調査研究し「安心、安全な子育てができる保育の場」を提供できるよう取り組んで参ります。

今後も安心して妊娠、出産、育児ができるよう、渡嘉敷村へき地保健指導所内の「ひみつきち」を拠点とした、母子交流の場の提供と、保健師と母子保健推進員を中心とした、子育て支援ネットワーク活動の充実を図ります。また、「子育て世代包括支援センター」の機能を整

(4) 保健事業について

特定健診並びに各種検診の受診率の向上及び、健康教育・訪問指導の強化を図り、個人レベルでの健康づくりの意識高揚や、健康増進のサポートに努め、早期発見、早期治療につなげるよう取り組んでまいります。

母子保健及び乳幼児保健については、乳幼児健康診査、5歳児健康診査、健康相談等を実施し、妊産婦及び乳幼児の健康維持、並びに関係機関と連携して小児医療体制の充実強化を図ってまいります。

予防接種については、定期予防接種に加え、季節性のインフルエンザ等の接種費用の助成を実施し、村民の経済的負担を軽減しつつ、疾病の発生及び重症化の予防、命を守る取り組みを推

(5) 本島医療機関への通院・入院に関わる船賃補助

平成24年度から「島外での通院及び入院に係る通院費の補助金交付要綱」に基づき、本島の医療機関で受診をする際の船舶運賃及び宿泊費の補助を実施し、沖縄県が実施する「沖縄県離島患者等支援事業補助金交付要綱」に基づき、妊産健康診査及び産後一ヶ月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院にも補助対象を拡充し、継続して村民の経済的負

(6) 後期高齢者医療制度について

75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、地域包括支援センターにおいて介護予防事業に取り組み、高齢者の健康保持と健康寿命の延伸を図ってまいります。

(7) 国民健康保険特別会計について

平成30年度より国民健康保険事業は、沖縄県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っております。

市町村の国保運営の安定的な運営を実施するに当たり、年々増加する医療給付費の抑制を図る必要があります。それには、村民一人一人が健康への自覚と認識を高めることが大切であることから、毎年実施する特定健診の未受診者対策、早期介入保健事業及び診療所と連携した生活習慣病重症化予防の取組や、後発医薬品の促進と併せて医療費の抑制に努めてまいります。

更に、保険税収納率の向上を図るため、未納者への電話連絡や臨戸訪問など、きめ細かな納付相談等を実施してまいります。

2. 交通通信体系の整備

(1) 海上交通について

航路事業特別会計の運営につきましては、船舶が村民の移動手段として、また生活物資や産業資材の輸送を担う極めて重要な航路であることから、何よりも安定的な運航の確保が最重要

であると考えております。

近年は新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着き、今年度はインバウンド客の増加に伴い、旅客運賃収入および輸送人員が過去最高値を更新しており、入域者数は14万人を超える見込みです。

費用面において大きな割合を占める船舶燃料につきましては、一般競争入札による調達を継続し、経費節減に努めております。収益面では、夏季繁忙期の天候に左右されるものの、インバウンド需要の回復により旅客運賃収入の増加が期待されます一方で、物価高騰に伴う燃料単価の上昇やドック修繕費用の高騰、さらには円安の影響も重なり、航路事業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、例年繁忙期に実施していた高速船の運航につきましては、ゴールデンウィーク期間中の三便運航に加え、七月、八月、九月については週末のみ三便運航とし、あわせて航海速度を抑制することにより、燃料費の削減に努めてまいります。

また、持続可能な航路運営を確保するため、運賃改定につきましても、利用者の皆様への影響を十分に考慮しながら見直しを進めてまいります。あわせて、運航形態のさらなる見直しにも取り組み、経費抑制と収益確保の両立を図ってまいります。

船舶のドック期間中におきましては代船運航を実施し、利用者の皆様にはご理解とご協力をいただいているところでありますが、今後はさらなる利便性向上を目指し、隣村とも協議・連携を図りながら、運航形態の改善について検討してまいります。

本村においては、脆弱な財政基盤のもと、安定的な財源確保に苦慮している状況ではありますが、今後の社会情勢を見据えつつ、船舶の適切な維持管理と延命化に努めるとともに、フェリーの新造時期につきましても船舶建造委員会を立ち上げ、計画的に進めてまいります。今後とも、安定的かつ効率的な航路運営を維持するため、国および県の指導・ご支援を仰ぎな

(2) 陸上交通について

本村内における公共交通機関は、現在、バス事業者による一般乗り合い旅客自動車運送事業と、タクシー事業者による自動車運送事業が営まれており、観光客の輸送や村民の利用に対応しております。

住民や観光客の移動手段として、安定した輸送体制を確保するため、事業者との連携を図り、

(3) 通信について

携帯電話等移動通信用施設及び光通信については、今後も安定した通信環境が維持できるよう、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

3. 生活環境の整備及び防災対策

(1) 一般廃棄物処理施設の運営について

ごみ処理施設については、維持に多額の費用が必要であることから、可燃ゴミにおきまして、令和7年2月より「那覇・南風原クリーンセンター」での焼却処理を那覇市、南風原町より承諾していただき、搬出することができました。これにより、財政状況も負担軽減できるものと考えております。今後とも適正な環境・排出基準の遵守に努め、ごみの減量化に資する取り組みとして、生ごみ処理機購入に係る助成制度を継続して実施いたします。

また、国立公園の指定を受け、平成27年度から毎月0のつく日を環境美化の日として制定しており、今後も継続して美ら島美化清掃を推奨するとともに、林道や農道周辺の不法投棄の巡回監視、空き地についても適正な管理を促してまいります。

廃家電の処理については、一般財団法人 家電製品協会が行う「離島対策事業協力助成金」を活用し搬出が進んでおります。今後も定期的に搬出作業を実施するとともに、その他の廃タイヤやスクラップ等の搬出も計画してまいります。

渡嘉敷区の下水処理については、すでに多くの世帯で合併処理浄化槽の設置が進んでいることから、未整備の世帯への合併処理浄化槽設置事業導入を検討してまいります。

(2) 簡易水道事業について

本村の簡易水道事業は、沖縄県並びに県企業局において、「安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道の構築」を目指し、沖縄県企業局による施設整備が進められ、令和6年9月、高度な浄水技術をもって村全域へより安全で安心な良質な水の供給を実現することができました。

これと並行して、村では管路の耐震化を図るため送配水管の布設工事を順次実施することとし、令和5年度において渡嘉志久地区の給水管布設工事、令和6年度に、阿波連地区の布設工事を終え、今後、渡嘉敷地区の送配水管の布設工事を順次実施して参ります。

また、令和6年度より簡易水道事業は地方公営企業法が適用され公営企業会計に移行いたしました。これにより資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握できることとなりましたので、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に引き続き取り組んでまいります。

(3) 下水道事業について

阿波連浄化センターについては、平成5年の供用開始から32年が経過し、施設や設備機器の老朽化が進み、維持管理に多額の経費の投入を余儀なくされているのが現状であります。

令和2年度のストックマネジメント計画に基づき、令和8年度は令和7年度繰越事業として阿波連浄化センター改築工事「電気設備」、阿波連浄化センタースクリーンかす設備改築更新工事を計画しており、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、令和6年度より簡易水道事業とともに下水道事業は地方公営企業法が適用され公営企業会計に移行いたします。これにより資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握できることとなりますので、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等にに取り組んでまいります。

(4) 住宅整備について

公営住宅については、令和8年度に渡嘉敷区に2階建て4戸の建設に向け沖縄県と協議して参ります。なお、既存の公営住宅については、老朽化に伴う修繕には多額の費用を要しており計画的に修繕を行い快適な住居空間の確保に努めて参ります。

今後も本村にとっては住宅不足が課題となっていることから民間事業者からのリース借り入れ、推進補助金を活用した新たな多用途住宅、移住定住促進住宅の建設に向け取り組んでまいります。

(5) 消防防災・救急救助対策等について

非常備消防の本村においては、地域における安心と安全を守るため、消防防災業務や救急救助業務全般を渡嘉敷村消防団が担っております。

これまで、災害時に備えた備蓄食料の確保や、消防自動車、救急車の配備、村内公共施設等へのAEDの設置及び避難道の整備等をはじめとした防災・救急対応整備について、一括交付金等を活用して、年次的に実施してまいりました。

更には地域防災計画の見直しにより、災害時の備蓄品や、AED、救助機材の整備を年次的に行ってきました。引き続き必要な物品の調達を進めていきます。

また、令和3年度に策定した「渡嘉敷村国土強靱化計画」に基づき、防災・減災に取り組んでまいります。

また昨年度までに、渡嘉敷区・阿波連区で自主防災組織が設立され、村民の防災に対する自覚意識が高まっております。村としては昨年度から始めた「渡嘉敷村防災用品購入助成金事業」に引き続き地震火災及び通常火災に対する村民自らによる初期消火活動を徹底するため、家庭用消火器等の購入費の一部助成する事業を今年度から実施し、村民の防災意識の向上を図って参ります。今後も安心・安全な村、災害に強い村づくりのため、村民の皆様のご協力を得ながら、消防防災・救急救助体制の整備に努めてまいります。

(6) 空き地、空き家の環境整備と活用について

村内においては、子どもたちが安心・安全に遊べる公園整備を望む声が多くありました。長年の懸案事項でありました公園整備につきましては、昨年度用地の確保が出来ましたので、各世代に満足して頂けるような公園建設に向け庁舎内で立ち上げております、ワーキングチームを中心に取り組み、「渡嘉敷村むら・ひと・しごと創生推進計画」に沿って子育て支援の環境づくりの一環として公園整備を行ってまいります。

4. 産業の振興

(1) 観光産業の振興について

渡嘉敷村は、世界に誇る「ケラマブルー」の海、豊かな自然環境、そして先人から受け継がれてきた歴史と文化を有する島であります。

観光産業は、これらの資源を活かした本村の基幹産業であり、村民の暮らしと雇用を支える重要な役割を担っております。一方で、観光需要の季節的偏在、人口減少や人手不足、自然環境への負荷といった課題も顕在化しており、これまで以上に持続可能性を重視した観光施策が求められております。

このような状況を踏まえ、本村の観光産業振興においては、「量から質へ」「短期滞在から滞在型へ」の転換を基本とし、自然と共生しながら、村民の暮らしを支える観光の実現を目指してまいります。

まず、滞在型観光の推進についてであります。

海洋体験やエコツーリズム、歴史・文化に触れる体験型プログラムの充実を図り、宿泊を伴う観光の魅力向上に取り組んでまいります。また、オフシーズンにおいても来訪者が楽しめる観光コンテンツの造成を進め、観光の平準化と消費拡大を目指します。

次に、自然環境の保全と観光振興の両立についてであります。

慶良間諸島国立公園の一角を担う自治体として、海域や自然環境を守りながら活かす観光を推進することは、私たちの重要な責務であります。

関係機関や観光事業者と連携し、環境保全ルールの徹底や啓発活動を行い、次世代に誇れる自然を継承してまいります。

また、観光DXと情報発信力の強化にも取り組みます。

SNSや動画などのデジタル媒体を活用し、渡嘉敷村の魅力を国内外に効果的に発信するとともに、多言語対応を含めた受入体制の充実を図り、インバウンド観光への対応力を高めてまいります。

さらに、観光産業を支える人材の育成と事業者支援についてであります。

観光人材育成のための研修や講座を実施するとともに、若者や移住者が観光分野で活躍できる環境づくりを進め、村内事業者が持続的に発展できる基盤整備に努めてまいります。

加えて、観光と地域経済の好循環を生み出す取組を推進します。

観光と漁業、農業、地場産業との連携を強化し、観光消費が村内で循環する仕組みを構築することで、観光が村民の暮らしを支える産業として定着することを目指します。

観光産業の振興は、単なる来訪者数の増加ではなく、村民一人ひとりの暮らしの充実につながるものでなければならないと考えております。

今後とも、観光協会、商工会、関係団体、そして村民の皆様と力を合わせ、持続可能な観光の島・渡嘉敷の実現に全力で取り組んでまいります。

(2) 農業の振興について

有機無農薬栽培を奨励するため、引き続き有機肥料購入費補助を継続してまいります。また、土地改良施設維持管理適正化事業費補助金や一括交付金を活用し土地改良実施農地周辺の環境整備を行って参ります。

農産物による特産品開発に関しては、農産物加工施設や集出荷施設等を適正に管理し、活用していただけるよう努めてまいります。

今後、村産業展示会や観光分野など異業種連携を推進し、農地を有効活用し農業所得向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策については、防護柵や箱罠の設置を継続して実施し、狩猟免許所持者に協力を仰ぎ、外来イノシシの根絶に向けて継続して取り組んでまいります。

また、現在環境省の交付金を活用して県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」で、集中捕獲を実施しており令和8年度以降も協力して取り組んでまいります。

(3) 水産業の振興について

阿波連漁港は、水産業にかかる作業の安全確保や、荒天時の漁船、漁具等の保全のほか、水産業において不可欠なインフラ施設であります。

総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、漁港機能の保全対策の推進を位置づけるとともに、漁港施設の計画的な補修・改修を目標として掲げた「水産物供給基盤機能保全事業」を活用した水産基盤施設の維持管理・更新のため、平成29年度に策定した「漁港機能保全計画」をもとに、令和7年度は漁港内の浮棧橋の補修を終えることが出来ました。

なお、阿波連漁港は、漁船数等の増加や船舶の大型化に伴い、漁港内が手狭になっている状況にあるため、漁港施設の管理を委託している渡嘉敷漁業協同組合と連携を密にし、漁港の設置目的に沿った有効活用を促してまいります。

今後は老朽化した製氷施設や冷凍施設などの改修についても、国・県の支援を受けながら協議して進めていきたいと考えております。

また、鮮魚等の海上輸送経費の支援についても継続してまいります。

（４）林業の振興について

整備した林道については、付帯施設を含めた適正な維持管理を行い、造林事業や森林の持つ機能の有効的な利用を促進してまいります。

森林公園施設の維持管理については、これまで同様に指定管理者への委託を行い、適正な維持管理と利用率の向上を図ってまいります。

また、森林環境保全直接支援事業、いわゆる造林事業を継続して実施し、森林機能の維持、将来に向けた森林財産の整備に努めてまいります。

5. 生活基盤の整備

（１）村道の整備について

平成19年度から継続中の、村道阿波連線改良事業については、入札不調等の理由により完了できませんでした。17年かけてようやく令和8年5月末に完了見込みであることから、村民並び関係者の皆さんへ多大なご迷惑をお掛けしました。

村道の維持管理については、環境協力税を活用した草刈等を計画的に実施し、景観の維持と災害の未然防止に努めてまいります。今後は、無電柱化事業に取り組み災害に強いインフラ整備に取り組んで参ります。

（２）港湾・河川・海岸について

渡嘉敷港湾内の静穏度対策については、沖縄県の調査検討結果の内容について様々な視点から検証を加えるよう沖縄県に要望を行って令和7年1月22日に住民向けの「渡嘉敷港波除提設置説明会」を行い、沖縄県、国への要望要請等、協議を重ね、1日も早い渡嘉敷港湾整備に向け継続して進めておりますが、令和8年度におきましては、令和9年度からの工事着手にむけ、測量設計費が計上されております。

渡嘉敷川については、沖縄県が自然災害防止事業として、河川改修工事を完了しておりますが、令和7年度においては、治水防災の観点から沖縄県による上流側の草木の伐採、河床の土砂

6. 教育行政について

「一人ひとりが多様な幸せと社会全体の幸せ（Well-being）」の実現を目指し、Society 5.0（ソサエティ5.0）で活躍するリーダーシップ、創造力、そして確かな倫理観を備えた人材の育成に取り組んでまいります。

GIGAスクール構想によるICT活用の日常化と、学びの質の転換により、離島という地理的制約を強みに変えるデジタル活用を推進するとともに、各種検定試験や対外的なスポーツ・文化

事業への派遣を継続支援し、小規模・少人数校であっても教育の機会と、教育水準の向上を図ります。また、琉球大学教育学部との連携を強化し、教員の資質向上と人材確保を図るとともに、大学生のインターンシップ受け入れを拡大することで、将来の関係人口創出や移住定住の促進へと繋げてまいります。

離島村が抱える課題「十五の春」への対策として、村外へ進学する生徒とその保護者に対し、切れ目ない支援を展開します。高校入学時の経済的負担を軽減するため、「十五の春応援事業」として準備金の支給を継続いたします。また、島外で学ぶ高校生の保護者が学校行事等へ参加する際の負担を抑える「渡嘉敷村交通費負担軽減事業（船賃・宿泊費支援）」を推進し、離島にありながらも親子が共に学び、支え合える環境を維持してまいります。

高校卒業後の進路についても、将来のUターンを見据えた新たな支援を開始します。「渡嘉敷村むら・ひと・しごと創生推進計画」に基づき、企業版ふるさと納税を活用した事業として『渡嘉敷村ふるさと未来奨学金』を令和7年度に創設し、令和8年度から給付を開始いたします。この給付型奨学金を通じ、自ら学ぶ意欲を持ち、地域に愛着と誇りを持つ人材を育成することで、将来の渡嘉敷村を担う「人づくり」を強力に推進するとともに、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

社会教育においては、公民館や学校施設を活用したサークル活動を活性化し、国立沖縄青少年交流の家との連携を深化させ、生涯学習社会を推進いたします。平和教育および文化財保護については、村独自の歴史資産を後世へ伝えるため、村内人材による語り継ぎを継続します。また、伝統文化の継承と芸術振興の柱として、新たに「渡嘉敷村文化協会」の設立を目指し、文化の力が活力ある地域づくりに繋がるよう取り組んでまいります。

学校給食は、成長期の子どもたちの健康保持と健全な発育を支える最も重要な柱です。本村においては、国における三党合意に基づく「いわゆる給食無償化」に向けた動向を的確に捉え、引き続き、令和7年度より開始した「幼稚園・小・中学校の学校給食費完全無償化」を継続して実施いたします。あわせて、施設管理や食中毒防止などの徹底した衛生管理のもと、栄養バランスの取れた安心・安全な給食を提供し、食を通じた子どもたちの健やかな成長を全力で支援してまいります。

教育行政は、学校・家庭・地域の三本柱が緊密に連携してこそ、その真価を発揮します。村民の皆様の積極的な参画を仰ぎながら、渡嘉敷村の未来を担う子どもたちが、安心して学び、夢に向かって挑戦できる環境を全力で整えてまいります。

7) 予算について

令和7年度の村政運営の基本的な考え方と施策の概要について申し述べてまいりましたが、これを執行する令和7年度の各会計の予算については、本議会に提案しておりますとおり
一般会計において 20億7,462万2千円
特別会計においては 11億0,823万8千円
総額は、31億8,286万0千円となっております。

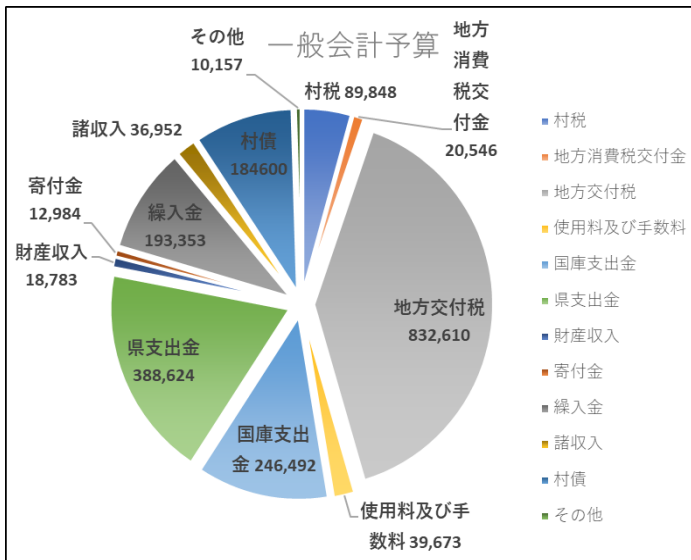
提案しております予算の執行に当たっては、変化する社会経済情勢や村民のニーズを捉えて的確に対応するとの基本的考え方により「最小の経費で最大の効果」を上げるという認識のもと、職員全体が改革意識を持ち、行財政の計画的かつ効率的な運営を図り、村民の命と暮らしを守り、村経済の発展と、安全・安心な地域社会の構築、島の自然と歴史、伝統文化の発展と住民福祉と生活の向上などの課題解決に向けて全力で取り組んで参ります。
ここに、村議会をはじめ、村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和8年度の施政方針と致します。

令和8年3月11日 渡嘉敷村長 新里 武広

令和8年度渡嘉敷村一般会計当初予算

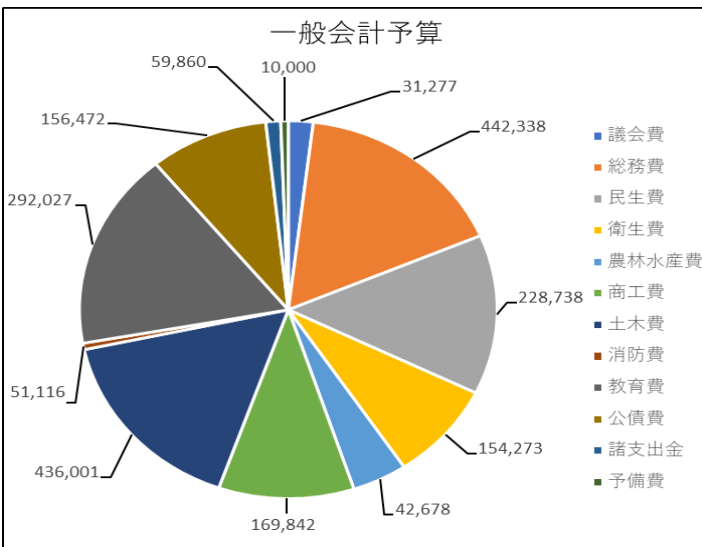
歳入

一般会計	金額	割合
村税	89,848	4.3
地方消費税交	20,546	1.0
地方交付税	832,610	40.1
使用料及び手	39,673	1.9
国庫支出金	246,492	11.9
県支出金	388,624	18.7
財産収入	18,783	0.9
寄付金	12,984	0.6
繰入金	193,353	9.3
諸収入	36,952	1.8
村債	184,600	8.9
その他	10,157	0.5
歳入合計	2,074,622	100.0



歳出

一般会計	金額	割合
議会費	31,277	1.5%
総務費	442,338	21.3%
民生費	228,738	11.0%
衛生費	154,273	7.4%
農林水産費	42,678	2.1%
商工費	169,842	8.2%
土木費	436,001	21.0%
消防費	51,116	2.5%
教育費	292,027	14.1%
公債費	156,472	7.5%
諸支出金	59,860	2.9%
予備費	10,000	0.5%
歳出合計	2,074,622	100.0%



渡嘉敷村教育長

任期 令和8年4月17日～令和11年4月16日

金城 満

初夏の候 村民の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度、3月11日の渡嘉敷村議会定例会におきまして、議会の同意を頂き、4月17日から2期目となる教育長に就任いたしました。身に余る光栄でありますとともに、その職責の重大さに改めて身の引き締まる思いであります。

これまでの教育行政の経験を生かし、社会教育及び文化行政の充実・発展に努めてまいります。また、学校教育及び幼稚園教育においては、島の宝である将来を担う子供たちの、健やかな成長及び学力の向上、教育環境の更なる充実・整備に取り組んで行くとともに、教職員の働き方改革推進のために、引き続き学校、保護者、地域と連携して取り組んでまいります。

村民の皆様のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



【令和8年度 執行選挙予定日】

令和8年8月27日(木)	県知事選挙	告示日
令和8年9月8日(火)	村議会議員選挙	告示日
令和8年9月13日(日)	県知事選挙	投開票日
令和8年9月13日(日)	村議会議員選挙	投開票日
令和8年9月27日(火)	村長選挙	告示日
令和8年11月1日(日)	村長選挙	投開票日



渡嘉敷村 子育て世帯支援・進学支援 事業

No.1

渡嘉敷村では、村内の園児・児童生徒、村出身の生徒・学生の皆さんが、安心して学び、郷土愛を育めるよう、以下の6つの支援事業を実施します。なお、手続きが必要な事業につきましては、対象者へ村よりお知らせいたします。

小学校・中学校、高等学校等に入学したら！



1. 渡嘉敷村 入学祝金の支給 ※手続き必要！

子供たちの入学を祝福し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

- **対象者**： 小学校・中学校、高等学校等に入学する児童・生徒の保護者
- **交付額**： 30,000円
- **申請期限**： 当該年度の8月末まで

渡嘉敷村立 幼稚園・小中学校 在学中に！

2. 渡嘉敷村 学校給食費の無償化 ※手続きは不要です。

物価高騰対策 及び 子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

- **対象者**： 渡嘉敷村立 幼稚園・小中学校 の 園児、児童生徒
- **対象経費**： 学校給食費
- **期 間**： 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで



渡嘉敷中学校を卒業したら！

3. 渡嘉敷村 進学準備支援金 ※手続き必要！

高等学校等への進学に伴う初期費用の負担を軽減します。

- **対象者**： 渡嘉敷中学校を卒業し、高等学校等に進学する生徒の保護者
- **対象経費**： 交通費、引越費用、家財調達費用
- **交付額**： 200,000円
- **申請期限**： 当該年度の8月末まで



渡嘉敷村 子育て世帯支援・進学支援 事業

No.2

高校在学中に！

4. 交通費負担軽減事業（保護者向け） ※手続き必要！

学校行事に参加する保護者の旅費を助成し、交通費負担を軽減します。

- **対象者**：渡嘉敷中学校を卒業し、高校等に在学する生徒の保護者
- **対象行事**：入学式、三者面談等、学校が保護者の参加を必要とする行事
- **助成内容**：村営定期船の運賃（離島住民割引適用の額）と宿泊費実費
- **利用制限**：生徒1人につき保護者2名まで。年度内2回まで交付可能



5. 離島高校生修学支援補助金 ※手続き必要！

島外の高校へ通う生徒の交通費や住居費を継続的に支援します。

- **対象者**：渡嘉敷中学校を卒業し、高等学校等に在学する生徒の保護者
- **補助額**：生徒1人につき年額 **240,000円**を限度
- **対象経費**：通学交通費、帰省交通費、家賃・寮費（食費を除く）
- **必要書類**：在学証明書、住民票、各種領収書、賃貸借契約書の写しなど



大学等進学（在学）したら！

6. 渡嘉敷村 給付型奨学金 ※手続き必要！

将来の渡嘉敷村の発展に寄与する人材を育成するための制度です。

- **対象者**：渡嘉敷中学校を卒業し、大学等に進学予定の者（在学中の者）
- **主な要件**：保護者が村内に住所を有し、村税等の滞納がないこと
- **給付額**：200,000円（1回のみ給付）
- **選考方法**：申請書類 および 作文「将来の展望と渡嘉敷村への想い」
- **申請方法**：渡嘉敷村ホームページでお知らせいたします。



問い合わせ先 : 渡嘉敷村教育委員会 教育課 098-987-2120

※各事業の詳細については、教育委員会窓口までお問い合わせください。

渡嘉敷村歴史民俗資料館



入館料改定のご案内

2026年4月1日から、入館料を改定しました。

新料金

大人（高校生以上） 200円

小人（小中学生） 100円

旧料金

大人 100円

小人（小学生～高校生）50円

※団体割引 40名以上は2割引きになります。

休館日：火曜日・土曜日（変更の場合もあります。）

開館時間：平日 13：30～16：30

日・祝日 9：00～16：30

月間予定表は、港待合所・資料館階段下に掲示しています。

問い合わせ先 教育委員会 987-2120 担当 長谷

G・W期間のごみ収集日程について

G・W期間中における、ごみの収集は下記のとおりとなります。村民のみなさまのご協力をお願いします。

日付	4月29日	4月30日	5月1日	5月2日	5月3日
種別	祝（水）	木	金	土	日
燃えるごみ	休業	—	収集	休業	休業
燃える資源ごみ	休業	—	—	休業	休業
燃えないごみ	収集	—	—	休業	休業
ゼロごみ（草木）	休業	収集	—	休業	休業
持込ごみ	午前中	終日	終日	午前中	休業

日付	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日	5月8日
種別	祝（月）	祝（火）	振替休日（水）	木	金
燃えるごみ	収集	休業	休業	—	収集
燃える資源ごみ	午後収集	休業	休業	—	—
燃えないごみ	休業	休業	休業	収集	—
ゼロごみ（草木）	休業	休業	休業	—	—
持込ごみ	午前中	休業	休業	終日	終日



ごみゼロ（庭の草木等）のごみ袋は役場にて配布しておりますので、ご利用下さい！（※要申請）

ごみの分別について、ご協力をお願いします。



※ 一般の持込ごみ（可燃ごみ）は『指定ごみ袋』に入れて持ち込んで下さい！それ以外での持込は受け付けられないので、ご協力をお願いします。



一般ごみ等の出し方について

『渡嘉敷村ゴミの正しい分け方・出し方』のチラシは、村ホームページ（ページ番号2573）、または村役場民生課窓口にて提供しておりますので、ご確認のうえ正しく分別して下さるようご協力をお願いします。有料ごみ等、分からない場合は民生課及びクリーンセンターへお問い合わせ下さい。

渡嘉敷村

渡嘉敷村ゴミの正しい分け方・出し方

朝8時30分までには出してください！！ クリーンセンター営業時間 問い合わせ：098-987-3610
平日8:30~17:15 土曜8:30~12:00


月・金曜日	もやすごみ	生ごみ	プラスチック類	ゴム・革製品	毛布・廃食油	その他
資源ごみ	資源ごみ	紙パック	紙パック	紙パック	紙パック	紙パック
水曜日	もやさないごみ	もやさないごみ	もやさないごみ	もやさないごみ	もやさないごみ	もやさないごみ
水曜日	もやさないごみ	もやさないごみ	もやさないごみ	もやさないごみ	もやさないごみ	もやさないごみ
月・土(持込)	有料ごみ	有料ごみ	有料ごみ	有料ごみ	有料ごみ	有料ごみ
月・土(持込)	リサイクル家電	リサイクル家電	リサイクル家電	リサイクル家電	リサイクル家電	リサイクル家電

※村で収集しないごみ＝産業廃棄物・感染症医療廃棄物・消火器・化学薬品類・廃油・FRP ポート他・貝殻類

0(ゼロ)のつく日(村民清掃活動日)の、翌平日が収集日になります！！

混ぜればゴミ、分ければ資源。協力お願い致します。

問合せ先・・・
民生課・987-2322
クリーンセンター・987-3610

 渡嘉敷村長



「マリンライナーとかしき」 ドックに伴う **運休** について

平素より、「マリンライナーとかしき」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当船は下記の期間、清潔ドックのため **運休** となりますので、お知らせ致します。

利用者及び、地域住民の皆様へは、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

記

**令和8年5月18日（月）から
令和8年5月28日（木）まで
【10日間】**



渡嘉敷村船舶課

【お願い】船舶の乗船予約について

平素より、フェリーとかしき・マリンライナーとかしきをご利用頂き、誠にありがとうございます。

夏本番を控え、船舶の満席便も発生しております。

ご利用を予定しているお客様におきましては、**事前にご予約してください**ますようお願い申し上げます。（2ヶ月前から予約可能）

常日頃から予約して頂きますと、発券の際、時短にもなります。



インターネットからの予約が大変便利となっておりますので、ぜひご利用ください。

『渡嘉敷フェリーポータルサイト』で検索！！

もしくは↓こちらをスキャン♪



とかしき

Ferry & MarineLiner

渡嘉敷村船舶課

【定期船利用案内】

～定期船を利用される方へ～

- ・ 定刻出港を厳守するため、出港5分前にはタラップ（乗船梯子）をはずします。そのため、出港10分前までにはご乗船をお願いします。
- ・ 紛失や、取り間違いを防ぐため、貨物はフェリー入港後速やかに引取をお願いします。昼12時までに引き取れない場合は午後2時から引取再開となります。
- ・ 1歳未満の小児は無料ですので、乗船券販売員にお申し出下さい。
- ・ 大人と同伴されて乗船する未就学児は、大人1人につき1人、無料となります。
例) 両親+未就学児3名の場合は、未就学児1名に小人料金が発生します。
- ・ 車両1台につき、運転手1名は無料となります。その他車両同乗者は乗船券を購入する必要があります。（未就学児も）
その際、割引適用できるよう未就学児も予め離島住民カード作成することを推奨します。
- ・ バッテリー等危険物は、旅客船マリンライナーとかしきへは持ち込みできません。
貨客船フェリーとかしきをご利用下さい。
（客室への持ち込みはできないので、フェリー乗務員へ問合せ下さい）
- ・ 離島住民割引は事業実施要綱により、1日1回/人のみ利用可能です。
例) 日帰りで帰村後、急用ができ、再度出村する際、同日2回目の離島割は利用できないため、一般料金となります。
- ・ ペット同伴の乗船につきましては、他のお客様への配慮によりケージ使用等の条件があります。村HPを確認頂くか、船舶課まで問合せ下さい。
- ・ 旅客船マリンライナーとかしきでは、そのままの自転車や貨物は輸送できません。詳しくは、村HPを確認頂くか、船舶課までお問い合わせ下さい。

船舶課



国立沖縄青少年交流の家 施設利用時間のお知らせ

利用者の皆様には日ごろから当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

当施設におきましては、下記のとおり施設開館時の日帰り利用時間を設定することといたしました。今後ご利用の際は当施設ホームページ又は電話等で確認し、利用時間に注意いただきますようお願いいたします。

記

実施開始日：令和8年4月1日

利用時間：

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 宿泊利用者がいる場合 | 21：00まで |
| 2. 宿泊利用者がいない場合 | 17：00まで |

* 休館日等当施設が利用を制限する日は原則的に利用できません。

令和8年4月1日

国立沖縄青少年交流の家

Tel 098-987-2306



火災への備えに
助成します!

渡嘉敷村家庭用消火器等購入助成金交付事業

一家に一台!
購入費用の1/2
を助成♪

※ただし、助成金額の上限は5千円



対象者

・村内に住所を有し、かつ、居住する家庭（法人・組織等は不可）

消火器の種類

・消防法に基づく型式適合検定合格表示を有する家庭用消火器
・自主表示対象機械器具の合格表示のあるエアゾール式簡易消火器



詳しくは、村役場 総務課 総務係へ
098-987-2321

消防団員募集中!

地域のために、
私にできることがある。



入団資格

- ✓ 村内在住・在勤・在学の方
- ✓ 18歳以上の健康な方

自分たちの村を
守りたい



男女問わず
募集中♪



渡嘉敷村消防団

お問い合わせ ☎ 098-987-2321
渡嘉敷村役場 総務課 総務係

後期高齢者医療保険料率改定、所得が低い方に対する軽減基準 の見直しのお知らせ

保険料率の改定

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。令和8・9年度については、今後の被保険者数や医療給付費が増加する見込みであるほか、現役世代の負担増を抑制するための国の制度改正の影響を踏まえ、保険料率が改定されました。

令和8・9年度の保険料率（基礎賦課額（医療分））

保険料率	令和8・9年度 (A)	令和6・7年度 (B)	比較 (A-B)
均等割額	61,000 円	56,400 円	4,600 円増
所得割率	10.81%	11.60%	0.79 ポイント減
賦課限度額（上限額）	850,000 円	800,000 円	50,000 円増

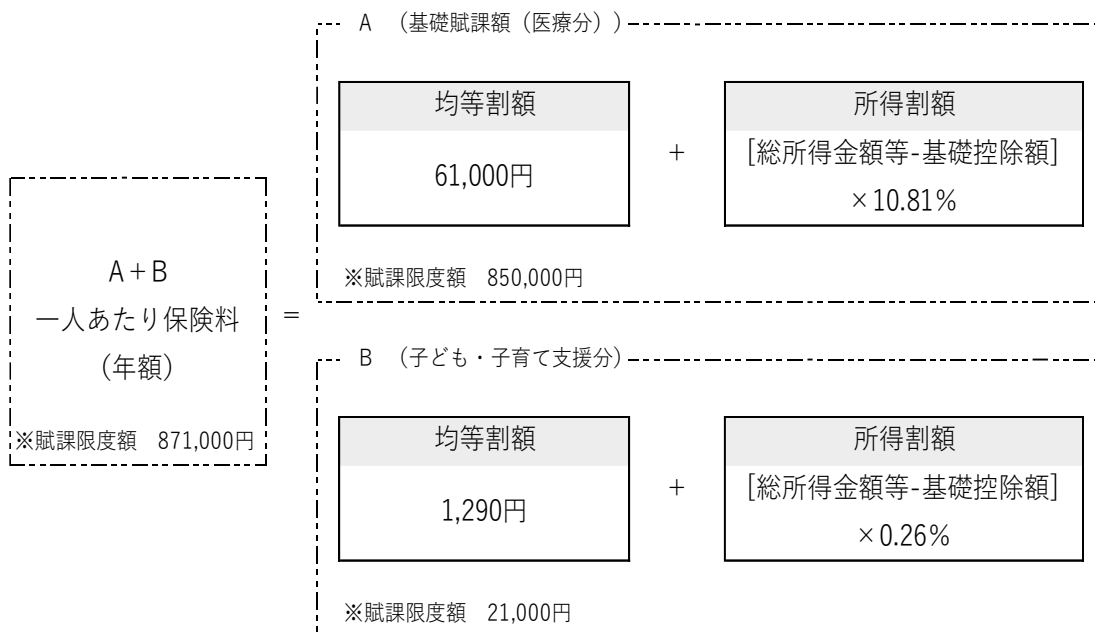
また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療保険料を合わせて子ども・子育て支援金を納めていただきます。制度につきましては、[こども家庭庁 HP](#)をご覧ください。

令和8年度の保険料率（子ども・子育て支援分）

保険料率	令和8年度（新設）	令和6・7年度
均等割額	1,290 円	-
所得割率	0.26%	-
賦課限度額（上限額）	21,000 円	-

※子ども・子育て支援金の料率については、令和10年度まで毎年改定されます。

後期高齢者保険料は次のとおり算定されます。



所得が低い方に対する軽減基準の見直し

世帯（世帯主と被保険者）の所得水準に応じて下表のとおり均等割額が軽減されます。

同一世帯の世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額	基礎賦課分（医療分）		子ども・子育て支援分	
	軽減割合	軽減後均等割額	軽減割合	軽減後均等割額
43万円+10万円×（年金・給与所得者数※-1）以下の世帯	7.2割軽減	17,080円	7割軽減	387円
43万円+31万円×世帯の被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数※-1）以下の世帯	5割軽減	30,500円	5割軽減	645円
43万円+57万円×世帯の被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数※-1）以下の世帯	2割軽減	48,800円	2割軽減	1,032円

※均等割7割軽減については、基礎賦課分（医療分）のみ令和8・9年度は7.2割軽減となります。

お問合せ先

沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課保険料グループ（電話番号：098-963-8012）
渡嘉敷村 介護保険係 神田（電話番号：098-987-2322）

【児童手当】こんなときは手続きをしてください

児童手当を受給されている方で、以下のような事由が生じた場合、届出が必要になります。

- ① 受給者が渡嘉敷村から転出したとき
- ② 新たにお子さんが生まれたとき
- ③ 受給者がお子さんの面倒をみなくなったとき
- ④ 振込口座を変更したいとき
- ⑤ その他届出が必要なき（受給者が亡くなった、逮捕・拘禁された等）
- ⑥ 受給者の加入する年金が変わったとき
- ⑦ 公務員になったとき
- ⑧ 公務員が退職等により、渡嘉敷村に申請するとき
- ⑨ 大学生年代のお子様の職業等（大学に入学・就職等）に変更が生じたとき
- ⑩ 児童の住所が変わったとき

※ 手続きが遅れた場合、手当の支給がされない月が生じることや、支給された手当の返還が必要となる場合もありますので、ご注意ください。

渡嘉敷村では、中学校を卒業すると進学のため親と別居するお子さんがいます。その場合は手続きが必要になります！
下記の書類を提出してください。
記入用紙は役場で準備しています。

1. 別居監護申立書

→別居監護申立書にお子さんの個人番号を記入するので、番号が分かるものを一緒にお持ちください。
記入しない場合、別居するお子さんの住民票謄本（続柄記載有り）を添付する必要があります。

2. 児童手当 氏名住所等変更届

長 寿 健 診 に つ い て

**令和8年度は、住民健診を下
記の日程で実施する予定で
す。**

- ・ **令和8年9月17日（木）**
- ・ **令和8年9月18日（金）**

後期高齢者医療保険の加入者で、上記の住民健診以外で健診を受診する場合は、長寿健診受診券を送付しますので、渡嘉敷村役場民生課まで、ご連絡ください。

人間ドック等の受診の際、長寿健診受診券が使用できる場合がございます。受診時のお支払額が下がる可能性がありますので、受診予定の医療機関にご確認ください。

住民健診以外で健診を受診する場合は、医療機関に予約をして受診してください。予約の際に、長寿健康診査受診券の利用が可能か確認をお願いします。
長寿健診受診券は、県外の医療機関では利用できませんので、ご注意ください。



ハブ咬症注意報発令中！



発令期間

令和8年5月1日～6月30日

・趣旨

本県には、猛毒を有するハブが生息し、年間50人前後のハブ咬症患者が発生している。

これまでのハブ対策の推進により、近年ハブ咬症による死亡者は、ほとんど見られなくなっているが、ハブ咬症患者の中には、未だ後遺症に悩まされる事例も多く、健康や日常生活に及ぶ影響は大きい。

このようなことを鑑み、広く県民・観光客等に対し、ハブ咬症についての注意を喚起し、ハブによる被害の未然防止を図る。

・ハブ対策について

1 環境を整備して、ハブ咬傷を未然に防ぎましょう！

・隠れ場所をなくす・侵入を防ぐ・空き地の適正管理 等

2 農作業や草刈時等の注意

・長靴を履き、鎌などによる手作業はできるだけ避けましょう

・ハブにかまれたら・・・

1 慌てずに、ハブかどうかを確かめます（ハブなら牙の跡が普通は2本）

2 大声で助けを呼び、すぐに医療機関を受診しましょう（車か徒歩で）

3 包帯などの帯状の幅の広い布で、指が1本通る程度に緩く縛ります。

※決して細いヒモなどで強く縛ってはいけません!!

慌てず冷静に対処しましょう!!



沖縄県保健医療部衛生薬務課

沖縄県 ハブに気を付けよう 🔍 検索

民生課・環境係

民法等改正

離婚後の子の養育に関する 民法などの法律が改正されます

令和8年4月1日施行



👍 子を養育する**親の責務**

👍 離婚後の**親権**

👍 **養育費**を請求しやすく

👍 安全・安心な**親子交流**

👍 **養子縁組**や**財産分与**など

パンフレット・解説動画・Q & A など

・改正の内容については法務省ウェブサイトをご覧ください。▶▶▶



法務省

村内のお問合せ先: 渡嘉敷村役場民生課
T E L : 098-987-2322

生活支援コーディネーター（SC）とは

生活支援コーディネーターの目的

- ①地域の活性化
- ②互助（近隣の個人的な関係性をもつ者同士の助けあい）を促進
- ③生活支援体制の整備（専門家によらない集まりの場の構築など）
- ④地域包括支援システムの構築（高齢者が住みやすい地域づくり）

地域みなさんと一緒に支えあいや、活動の場づくりなど、高齢者が住みやすい地域づくりに取り組んでいます。

ゆいまーるカフェ
のんびり交流、お茶会
月1回開催中



ウォーキングクラブあしびなー
毎月10日
健康ウォーキングを実施中



あしびなー市
やさい売り（不定期開催）

～高齢者と地域をつなぎます～

渡嘉敷村の生活支援コーディネーター

民生課
島袋綾乃

民生課
神田沙也加

包括支援センター
吉崎真美

社会福祉協議会
金城広美

包括支援センター
高橋雅美



小嶺 美智子

金城肇

小嶺 美佐子

新垣光枝



渡嘉敷村地域包括支援センター ☎098-896-4720 担当：島袋・吉崎・高橋



渡嘉敷村の健康長寿あつまりのご案内

2026.4月現在

下記以外にも、単発でのイベントや勉強会なども開催しております。

日

月

火

水

木

金

土

午前
↓
午後

ゆいまーる

カフェ

月に1回
14:00~16:00
自由参加型
コミュニティホールにて
お茶しながら
ゆんたくや交流を
楽しめます。

渡嘉敷

はつらつシニア 体操教室

13:30~15:00
公民館にて
65歳以上の住民対象
筋トレ・ストレッチ
脳トレなど

男の

トレーニング クラブ

13:30~15:00
公民館にて
だれでもOK
トレーニング
女性ミニナイ
(クラウンドゴルフ)
13:00~16:00
青年の家にて
自由参加型
利用料1回300円
社協に運営委託中

阿波連

はつらつシニア 体操教室

9:45~11:30
阿波連生活館にて
65歳以上の住民が
対象
筋トレ・ストレッチ
脳トレなど

男性ミニナイ

(クラウンドゴルフ)

13:00~16:00
青年の家にて
自由参加型
利用料1回300円
社協に運営委託中

ゆくい

13:30~15:00
福祉センター内
にて職員と一緒に
体操やトレーニング
などを行います
(対象条件あり)

ウォーキングクラブ(あしびなー)

毎月10日♪ 月に1回、みんなで集まってウォーキングをしています。(3月~9月) 17:30、(10月~2月) 17:00に役場前を出発~♪♪♪

渡嘉敷村役場 民生課

渡嘉敷村地域包括支援センター

渡嘉敷村社会福祉協議会

☎098-987-2322

☎098-896-4720

☎098-987-3271

担当：島袋綾乃

担当：吉崎真美・高橋雅美

担当：金城広美

常時参加者受付中♪

お気軽にお問い合わせください!

「こんな集まりをしたい」等のニーズもお聞かせ下さい。

地域包括支援センターとは

いつまでも住み慣れた渡嘉敷島で安心して暮らし続けられるよう、高齢者やそのご家族、地域住民の身近な相談窓口として様々な面からの支援を包括的に担う機関です。

包括支援センターの主な4つの事業

さまざまな相談ごと (総合相談)

- ・近所の高齢者が、夜に一人で歩いているから心配
- ・介護について相談したい
- ・事業に参加したいけど、参加方法が分からない
等の相談



介護や健康のこと (介護予防ケアマネジメント)

- ・身体の機能に不安がある
- ・今の健康を維持したい
- ・要介護認定の申請を受けたい
等の相談
- ・認知症や介護予防の講演会の企画
- ・介護予防教室の実施 等



暮らしやすい地域のために (包括的・継続的ケアマネジメント)

- ・地域の介護体制がうまく機能するように介護、行政、医療、福祉と地域住民の連携を図る



高齢者の権利を守ること (権利擁護)

- ・悪質な訪問販売の被害にあった
- ・虐待にあっている人がいる
- ・虐待をしてしまう
- ・財産管理に自信がなくなった
等の相談



何か困り事等ありましたら
いつでもご相談下さい。



包括です

渡嘉敷村高齢者生活福祉センター施設内

渡嘉敷村地域包括支援センター ☎098-896-4720 担当：吉崎・高橋

慶良間諸島国立公園

ステップアッププログラム 2025

取組推進のためのワークショップ 環境省主催

ニュースレター

Vol.10

ステップアッププログラムとは？

- ★ 日本の国立公園を、世界水準のナショナルパークとしてブランド力を高める
 - ★ 地域の皆様と協働して、自然環境の保護と利用が良いバランスで循環する形を目指すための国立公園の行動計画です！
- 慶良間諸島では…
- ★ コンセプトを「美ら海慶良間一リトリート・海と島がつくるケラマブルーの世界一」として、美しい景観の中でゆったりと過ごしたり、自然体験等を行ってもらうことを通して、利用者の満足度が高い国立公園を目指しています。
 - ★ 地域に係わるすべての方々と共に取組を行っています。
 - ★ 現在はステップアッププログラム2025（2021～2025年）をもとに取組を進めており、今後は、**2030年を目標にしたプログラム**を策定する予定です！

ワークショップの目的は？

- ★ 地域の皆様が主体的に進めている取組をより良く進めることを目的に、地元の関係団体に参加するワークショップを開催しています。
- ★ 取組の課題や解決のためのアイデアを話し合っています。

開催概要

座間味村会場	
日時	2026年2月25日(水) 17:00～19:00
場所	座間味村コミュニティセンター
参加者	地域関係者 6名
渡嘉敷村会場	
日時	2026年2月27日(金) 10:00～12:00
場所	渡嘉敷村役場2階会議室
参加者	地域関係者 8名

座間味村 プログラム

詳しくはこちら

座間味村 HP

渡嘉敷村 HP

座間味村 プログラムの取組状況報告

1. ステップアッププログラムの取組状況報告

2. 国立公園ブランドプロミスと各取組

3. 今後のワークショップの進め方

渡嘉敷村 プログラム

1. ステップアッププログラムの取組状況報告

2. 国立公園ブランドプロミスと各取組

3. 今後のワークショップの進め方

ブランドプロミスについて

国立公園のブランドプロミスとブランディング活動

環境省では、これまでの取組経験に基づき、国立公園のブランディングをさらに強化するため、国立公園の4つのブランドプロミスと、その実現に向けて環境省と地域・関係者が一緒に取り組む9つのブランディング活動を定めています。



ブランドメッセージ

その自然には、物語がある。

多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝縮された物語を知ること、忘れられない**唯一無二の感動や体験**ができる。

提供価値

ブランドプロミス | 国立公園が来訪者・地域に約束すること

感動的な自然風景



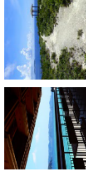
サステナビリティへの共感



アクティビティ



施設とサービス



ブランディング活動

ブランドプロミスを実現し続けるため、環境省が地域・関係者と一線に取り組むこと

- ① 自然・生活・文化・歴史を把握し、**物語(ストーリー)**を明らかにし、保護と利用の方針を定め、行動計画を作成します。
- ② **地域のコーディネーター**として、**地域の多様な主体と一体**となって公園管理や魅力の発信に取り組みます。

③ 自然の風景や野生生物、生態系を**保護・再生**します

※二次的自然の維持管理も含む

④ 利用のルール、限定体験・利用者負担等に取り組み、**公正な利用とその対価が保護に再投資される仕組み**をつくりまします。

⑤ **脱炭素化**や地産地消などに取り組み、**持続可能な地域**をつくりまします。

⑥ **物語(ストーリー)**に沿った**魅力的な自然体験コンテンツ**と**体験コー**スをつくりまします。

⑦ **集団施設地区・温泉街等の利用拠点の魅力向上**を図ります。

⑧ **魅力的な利用施設**の整備・管理を進めます。

⑨ **統一したメッセージ**・**デザイン**を活用し、**国立公園に関する情報**を広く発信し、**理解拡大**に努めます。

※ ブランドプロミスとは「国立公園の管理運営に関わる関係者が共通の理解を持つための「すべての国立公園共通の管理運営指針」です。

ワークショップ @座間味村会場

ステップアッププログラム2025でかけた目標の取組状況

座間味村では今年度行われている取組や課題、これからの取組や進め方について協議しました。また、各取組を9つのブランドプロミセスに分類するとともに、今後の課題について意見交換しました。

各取組を 9つの ブランドに 分類しました

サステナビリティへの共感

6 魅力的な自然体験

- 座間味・渡嘉敷で展望台視察や探検技術学び合い
- CSRの研修ツアーを企業・大学向けに進行中
- 保護施設活動ツアーで全国とつながる
- ワークショップ(レジンアート等)
- ワイヤーガン、ペジタリアン向けレシビの講師を招く
- ローゼル栽培・加工体験と商品化検討
- 文化・歴史・自然の体験ツアー
- クジラ保全意識向上イベント開催
- 星空保護区の加入のための意見交換

4 利用を保護に再投資

- エコツアー全体的な協議強化の開催を希望
- 座間味・渡嘉敷でガイド講習や認定制度構築を検討
- エコツアー推進協議会再開へ向け意見交換・準備を検討
- 海を利用する業者連携で運命の保全とブランド化の場を創出
- 座間味・渡嘉敷で展望台視察や探検技術の学び合い
- 国立公園内でのホエール禁止
- 協力要請文を送付
- 探検員を船長・ガイドが業務できる人材の育成
- 地域利用の紳士協定を明文化し各ダイビング協会と互いに承認
- 慶良間全体の星空保護区化検討
- 船長・ガイド向け講習とZOOM講演でレベル向上
- クルーズ船乗降時の航路ルール整備を検討
- イベントが集客に結びつくか再検討
- 各協会が連携し、多様な客層に対応
- 探検員が休めるシフト調整

1 行動計画の作成

- 星空保護区加入のための意見交換
- エコツアー全体的な協議強化の開催を希望
- SNSに掲載中
- 観光協会インスタで座間味島の情報発信中
- 保全活動をマップ化する
- ワイヤーガンレーブりの手伝い予定
- 親子クジラ等保全の大切さを広く浸透させる
- ホエールウォッチングマスター認定
- サボット会員を創出する
- クジラファンのリピーターを増やすため、ブランドワグの見本をターミナルに設置等実施中
- 島内人材で探検など協会業務の連携強化
- SNSで親子クジラの保護メッセージを発信

2 公園管理や魅力の発信

- 国内外問わず、小規模な旅行エージェントとのつながり強化となるプログラム開発と担い手の育成、伝統的な文化や暮らし方への理解・保全

4 利用を保護に再投資

- 係留ブイ補修交換作業
- 来島者(インバンド)対応について事業者との検討会
- 協会内で自主ルール(保全活動・係留ブイ)を再度協議して策定・文書化する

6 魅力的な自然体験

- 伝統的な文化や暮らしをコンテンツ化し、担い手の育成をするため、沖縄県の実施する離島体験交流事業を活用し、地域の伝統食作り体験のプログラムを実施。PR用の動画コンテンツを作成
- 養殖を中心とした漁業体験メニューの充実
- 来訪者が又行ってみたいスポットの発掘。観光スポットの整備

ワークショップ @渡嘉敷村会場

ステップアッププログラム2025でかけた目標の取組状況

渡嘉敷村では今年度行われている取組や課題、これからの取組や進め方について協議しました。また、各取組を9つのブランドプロミセスに分類するとともに、今後の課題について意見交換しました。

各取組を 9つの ブランドに 分類しました

サステナビリティへの共感

6 魅力的な自然体験

- 座間味・渡嘉敷で展望台視察や探検技術学び合い
- CSRの研修ツアーを企業・大学向けに進行中
- 保護施設活動ツアーで全国とつながる
- ワークショップ(レジンアート等)
- ワイヤーガン、ペジタリアン向けレシビの講師を招く
- ローゼル栽培・加工体験と商品化検討
- 文化・歴史・自然の体験ツアー
- クジラ保全意識向上イベント開催
- 星空保護区の加入のための意見交換

4 利用を保護に再投資

- エコツアー全体的な協議強化の開催を希望
- 座間味・渡嘉敷でガイド講習や認定制度構築を検討
- エコツアー推進協議会再開へ向け意見交換・準備を検討
- 海を利用する業者連携で運命の保全とブランド化の場を創出
- 座間味・渡嘉敷で展望台視察や探検技術の学び合い
- 国立公園内でのホエール禁止
- 協力要請文を送付
- 探検員を船長・ガイドが業務できる人材の育成
- 地域利用の紳士協定を明文化し各ダイビング協会と互いに承認
- 慶良間全体の星空保護区化検討
- 船長・ガイド向け講習とZOOM講演でレベル向上
- クルーズ船乗降時の航路ルール整備を検討
- イベントが集客に結びつくか再検討
- 各協会が連携し、多様な客層に対応
- 探検員が休めるシフト調整

1 行動計画の作成

- 星空保護区加入のための意見交換
- エコツアー全体的な協議強化の開催を希望
- SNSに掲載中
- 観光協会インスタで座間味島の情報発信中
- 保全活動をマップ化する
- ワイヤーガンレーブりの手伝い予定
- 親子クジラ等保全の大切さを広く浸透させる
- ホエールウォッチングマスター認定
- サボット会員を創出する
- クジラファンのリピーターを増やすため、ブランドワグの見本をターミナルに設置等実施中
- 島内人材で探検など協会業務の連携強化
- SNSで親子クジラの保護メッセージを発信

2 公園管理や魅力の発信

- 国内外問わず、小規模な旅行エージェントとのつながり強化となるプログラム開発と担い手の育成、伝統的な文化や暮らし方への理解・保全

4 利用を保護に再投資

- 係留ブイ補修交換作業
- 来島者(インバンド)対応について事業者との検討会
- 協会内で自主ルール(保全活動・係留ブイ)を再度協議して策定・文書化する

6 魅力的な自然体験

- 伝統的な文化や暮らしをコンテンツ化し、担い手の育成をするため、沖縄県の実施する離島体験交流事業を活用し、地域の伝統食作り体験のプログラムを実施。PR用の動画コンテンツを作成
- 養殖を中心とした漁業体験メニューの充実
- 来訪者が又行ってみたいスポットの発掘。観光スポットの整備

ワークショップ @渡嘉敷村会場

ステップアッププログラム2025でかけた目標の取組状況

渡嘉敷村では今年度行われている取組や課題、これからの取組や進め方について協議しました。また、各取組を9つのブランドプロミセスに分類するとともに、今後の課題について意見交換しました。

各取組を 9つの ブランドに 分類しました

サステナビリティへの共感

6 魅力的な自然体験

- 座間味・渡嘉敷で展望台視察や探検技術学び合い
- CSRの研修ツアーを企業・大学向けに進行中
- 保護施設活動ツアーで全国とつながる
- ワークショップ(レジンアート等)
- ワイヤーガン、ペジタリアン向けレシビの講師を招く
- ローゼル栽培・加工体験と商品化検討
- 文化・歴史・自然の体験ツアー
- クジラ保全意識向上イベント開催
- 星空保護区の加入のための意見交換

4 利用を保護に再投資

- エコツアー全体的な協議強化の開催を希望
- 座間味・渡嘉敷でガイド講習や認定制度構築を検討
- エコツアー推進協議会再開へ向け意見交換・準備を検討
- 海を利用する業者連携で運命の保全とブランド化の場を創出
- 座間味・渡嘉敷で展望台視察や探検技術の学び合い
- 国立公園内でのホエール禁止
- 協力要請文を送付
- 探検員を船長・ガイドが業務できる人材の育成
- 地域利用の紳士協定を明文化し各ダイビング協会と互いに承認
- 慶良間全体の星空保護区化検討
- 船長・ガイド向け講習とZOOM講演でレベル向上
- クルーズ船乗降時の航路ルール整備を検討
- イベントが集客に結びつくか再検討
- 各協会が連携し、多様な客層に対応
- 探検員が休めるシフト調整

1 行動計画の作成

- 星空保護区加入のための意見交換
- エコツアー全体的な協議強化の開催を希望
- SNSに掲載中
- 観光協会インスタで座間味島の情報発信中
- 保全活動をマップ化する
- ワイヤーガンレーブりの手伝い予定
- 親子クジラ等保全の大切さを広く浸透させる
- ホエールウォッチングマスター認定
- サボット会員を創出する
- クジラファンのリピーターを増やすため、ブランドワグの見本をターミナルに設置等実施中
- 島内人材で探検など協会業務の連携強化
- SNSで親子クジラの保護メッセージを発信

2 公園管理や魅力の発信

- 国内外問わず、小規模な旅行エージェントとのつながり強化となるプログラム開発と担い手の育成、伝統的な文化や暮らし方への理解・保全

4 利用を保護に再投資

- 係留ブイ補修交換作業
- 来島者(インバンド)対応について事業者との検討会
- 協会内で自主ルール(保全活動・係留ブイ)を再度協議して策定・文書化する

6 魅力的な自然体験

- 伝統的な文化や暮らしをコンテンツ化し、担い手の育成をするため、沖縄県の実施する離島体験交流事業を活用し、地域の伝統食作り体験のプログラムを実施。PR用の動画コンテンツを作成
- 養殖を中心とした漁業体験メニューの充実
- 来訪者が又行ってみたいスポットの発掘。観光スポットの整備

今後の課題

- ◆ 慶良間の独自性を活かした公園のあり方は、はいわゆるレジャーを基本にしたものだけでなく、良いのか、本来の慶良間諸島の自然の姿であったり伝統文化であったり、食であったり、今一度見直してみる

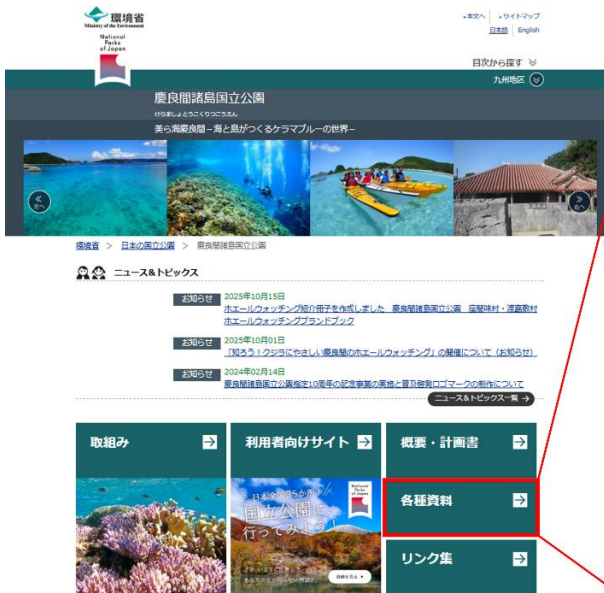
今後の課題

- ◆ 関係する各協会・団体とより連携していくために、このような意見交換の場を積極的に作っていくことが重要。
- ◆ 人手不足で一部の島民に負担が集中している現状から、イベントの目的や効果、必要な人員の見直しが必要。
- ◆ 冬ならではの企画を開発することが必要。
- ◆ どのような来訪者に来てほしいか、自然環境保全に意識が高い人々の趣向を把握することが重要
- ◆ 外部から来た船のアンカーの使用について、関係団体で連携した対応が必要。

環境省コラム vol.6 令和7年度のサンゴのモニタリング 概要を掲載しました！

いつも国立公園での取組にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。今年度も継続して、広報とかしきにコラムを掲載していきたいと考えております。

さて、令和6年度に環境省で実施した【サンゴのモニタリング調査】の概要を慶良間諸島国立公園のHPに掲載しております。令和7年度調査の結果も掲載を進めていきたいと考えておりますので、ぜひご覧ください！



■ 慶良間諸島国立公園におけるサンゴ礁モニタリング調査業務

○目的
慶良間諸島周辺海域には世界有数の美しいサンゴ礁が広がり、近年顕著な世界のサンゴ礁において貴重な存在であるとともに、産卵場、遊漁客向けには重要な観光資源となっています。しかし、近年頻度を増すサンゴの白化現象や2001年～2006年にかけて大量発生したオニヒトデによる食害、大型化する台風による損傷など慶良間諸島のサンゴ礁を脅かす要因は少なくない。また、近年増加傾向にある観光客によるサンゴ礁への影響も懸念されている。このような状況の中、慶良間諸島国立公園の貴重な天然資源であるサンゴ礁の状態を把握することで、保全並びに適切な利用につなげられるようモニタリング調査を実施しています。

○方法
1) スポットチェック法による広域モニタリング調査
スポットチェック法（調査地点を設定し、スノーケリングでサンゴ礁の状況を目視観察）により、源流島島周辺12地点、座間味島周辺12地点、阿嘉島周辺12地点の合計36地点を調査した。

2) トランセクト法によるモニタリング調査
トランセクト法（調査ラインを設定し、ラインに沿った動画撮影と1m×1mで設定した調査区域（コドラート）内を写真撮影とサンゴの坡度、白化状況、病気の有無等の目視調査）による調査は、源流島島周辺3地点、座間味島周辺3地点および阿嘉島周辺3地点の計9地点で実施した。コドラートは、各調査地点に設置した40mライン5本のうち、ライン1とライン5の2本について、10mおきに各ライン5枠、計10枠設定した。

3) 水深10m以深の地点におけるトランセクト法によるモニタリング調査
源流島のタマルル（T-13；水深15m）、座間味島の安室漁橋（Z-13；水深15m）、阿嘉島のサクリル（A-13；水深15m）の3地点で調査を実施した。トランセクト調査は40mラインを各地点1本設置し、2)で行った調査と同しく、0m地点から10mおきに5つのコドラートを設置した。

○調査結果
令和6年度 ←ここをクリック

今を知る。未来の力になる。



全国すべての事業所・企業が対象です。

経済センサス 活動調査

経済の
国勢調査

問合せ先
観光産業課 振興係
098-987-2333



令和8年
6月1日

4月～5月にかけて
調査票をお届けします。



回答はインターネットがおすすめです。



※この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。ご回答いただいた内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

経済センサス活動調査の結果は、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成に向けた日本の取組の現状を確認するためにも活用されます。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス2026

検索



経済センサス-活動調査のいろんな疑問にお答えします。

Q:どんなことを調査するの？

A:従業員は何人か、売り上げはいくらか、などを回答していただきます。

Q:どんなことに役立てられているの？

A:本調査は、行政施策の立案や民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。(例:防災対策のための利活用、支援制度の検討など)



Q:必ず答えなければならないの？

A:本調査は「統計法」という法律に基づき、回答する義務(報告義務)とこれに反したときの罰則が定められています。また、調査関係者が調査内容を他に漏らすことは固く禁じられており、ご回答いただいた内容については「統計法」の規定により適切に管理し、秘密の保護に万全を期しています。



Q:調査の対象は？

A:経済センサス-活動調査は「調査員調査」と「直轄調査」の2つの方法で実施されます。具体的には、下図に記載のとおり回答していただきます。

調査員調査



- ・支所等を有さない(比較的小規模な)事業所、個人経営の事務所などが主な対象です。
- ・それぞれの事業所ごとに回答していただきます。

直轄調査



- ・支所等を有する企業、資本金1億円以上の比較的大規模な事業所などが主な対象です。
- ・本社において傘下事業所を含めた情報を回答していただきます。

Q:調査員はどんな身分で、どんな仕事をしているの？



A:調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員です。

調査票の配布及び回収のほか、担当する地域にある事業所等の営業状態を外観などから確認することが主な仕事です。なお、調査員は活動中、「調査員証」を携帯しています。また、調査員証を収納するケースのストラップや、調査員が携帯する『下敷き』と『手提げ袋』には経済センサス-活動調査のロゴが印字されています。もし、不審に思われた場合には、最寄りの市区町村へお問い合わせください。

令和8年5月の主な予定													
日曜日		月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
										1日 日3/15		2日 日3/16	
3日 日3/17		4日 日3/18		5日 日3/19	6日 日3/20	7日 日3/21	8日 日3/22	9日 日3/23					
憲法記念日		みどりの日		こどもの日	振替休日								
10日 日3/24		11日 日3/25		12日 日3/26	13日 日3/27	14日 日3/28	15日 日3/29	16日 日3/30					
母の日 グラウンドゴルフ大会								村民バレーボール大会 (体協)					
17日 日4/1		18日 日4/2		19日 日4/3	20日 日4/4	21日 日4/5	22日 日4/6	23日 日4/7					
P.T.A作業 (渡幼小中)		マリナーライン 清潔ドック ~5/28日迄											
24日 日4/8		25日 日4/9		26日 日4/10	27日 日4/11	28日 日4/12	29日 日4/13	30日 日4/14					
							乳幼児健診						
31日 日4/15													

渡嘉敷村



【防災行政無線 戸別受信機】



※災害時や停電時等でも重要な情報を逃がさない
ために、こまめな電池交換をお願いします！



令和8年6月の主な予定													
日曜日		月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
		1日	04/16	2日	04/17	3日	04/18	4日	04/19	5日	04/20	6日	04/21
7日	04/22	8日	04/23	9日	04/24	10日	04/25	11日	04/26	12日	04/27	13日	04/28
14日	04/29	15日	05/1	16日	05/2	17日	05/3	18日	05/4	19日	05/5	20日	05/6
PTA作業 (阿小)						村議会 (定例会) ~19日		阿波連区ハリー-					
21日	05/7	22日	05/8	23日	05/9	24日	05/10	25日	05/11	26日	05/12	27日	05/13
		ハナリ島遊泳 (阿小)		慰霊の日 平和学習 (教)									
28日	05/14	29日	05/15	30日	05/16								
		ウチマ- (渡区・阿区) 豊瀬祈願 (阿区)											



渡嘉敷村



村民税や国保税などの納付は
『口座振替』が便利です♪

ごみの正しい分け方、出し方に
ご協力をお願いします！

